

## 平成20年度 中小商業活力向上事業募集要領（三次）

[中小商業活力向上施設整備事業費補助金]

[中小商業活力向上支援事業費補助金]

平成20年8月

中小企業庁商業課

### 1. 支援制度の目的

我が国は人口減少社会を迎え、少子化・高齢化が急速に進展しており、地域経済活動の縮小が懸念される中、地域経済の活力を維持していくためには、新規投資に限らず、限られた資源を効率的に活用していくことが必要であり、既存ストックである商店街等の活性化を図ることが最も効果的です。

また、商店街等では、商業機能のみならず、生活の場、コミュニティ形成の場などとしての果たすべき社会的・公共的役割や中小企業の生産性向上、農産地と商業者との連携の必要性がますます重要となっています。

そのため平成19年度まで、商業基盤施設整備等の個別事業のみならず、地域において少子高齢化等に対応する商店街等の果たすべき社会的・公共的役割の向上を促進することを目的として、「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」において商店街振興組合等が行う中小商業の活性化の取組みで、少子高齢化、環境・リサイクル、安全・安心・防犯・防災、生産性向上等の課題に対応する事業を支援してきたところです。

今年度、それらに加え、補助対象事業者及び補助対象事業を拡大し、より一層地域の商店街等の活性化に寄与する取り組みを支援すべく本事業を実施するものです。

### 2. 補助スキーム



〔補助率〕 国1／2

〔補助額〕 上限：5億円

下限：100万円（補助対象事業費で200万円以上）

〔補助事業者〕

以下の事業者が対象となります。（事業区分は3. を参照）

事業区分	対象事業者
施設整備事業 (3.(1)の①)	商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会、商工会又は商工会連合会、商工会議所、商店街組合又は商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター
活性化支援事業及び社会問題対応事業 (3.(1)の②及び(2))	上記に加え、特定非営利活動法人、社会福祉法人、その他民間団体（定款等により代表者、財産管理等の取扱いが整備されている者に限る。）

### 3. 補助対象事業について

補助対象事業は、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、①少子高齢化、②安心・安全（災害復旧含む。）、③環境・リサイクル、④創業・ベンチャー、⑤地域資源・農商工連携、⑥生産性向上（集客力向上、IT化、物流効率化等）のいずれかに対応した事業とします。事業の種類は、施設整備事業（ハード整備事業）と活性化支援事業（ソフト事業）に区分されます。

対象事業は、市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること、市町村等が実施する事業との連携が図られていること及び単に一事業者の取り組みに留まらず、地域の商業活性化への波及が見込めるものであることを要件とします。

また、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項に規定する認定中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地において実施する事業は本事業の補助対象とはなりません。

※都道府県商店街振興組合連合会等が都道府県内の商店街等に一体的に行う事業については、上記地域が含まれていても構いません。また、被災したアーケードを撤去する事業で、急を要するものについては上記地域であっても本補助金の対象となります。

#### （1）施設整備事業（ハード整備事業）

①中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた計画に基づき整備される施設（コミュニティホールの建設など）

##### [中小商業活力向上施設整備事業費補助金の対象施設の例]

- ・教養文化施設（多目的ホール、展示場、児童遊戯施設等）
- ・スポーツ施設
- ・省エネ型アーケード
- ・バリアフリー型カラー舗装
- ・インキュベータ施設

##### [中小商業活力向上支援事業費補助金の対象施設の例]

- ・イベント広場、公園、緑地、公衆便所等一般公衆利便施設
- ・テナントミックス店舗
- ・ファサード整備

②商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街・商業集積の活性化を図るための事業（バリアフリー、環境リサイクル、防犯対応設備等）

##### [中小商業活力向上支援事業費補助金の対象施設の例]

- ・防犯カメラ
- ・共同リサイクルシステム
- ・電子マネー・ポイントカードシステム
- ・地域の農林水産業者と商業者の連携を推進するための施設整備

#### （2）活性化支援事業（ソフト事業）

① 商店街等活性化支援

コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐

車券システム事業、イベント事業（新規に立ち上げるもので今後毎年継続が見込まれるものか、周年行事に限ります。）等の実施により、商店街等の活性化を図る事業  
都道府県商店街振興組合連合会等が管内の商店街にA E Dを整備する事業

② 空き店舗活用支援

商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業、コミュニティ施設（保育サービス施設や高齢者の交流施設等）、地域農産品のアンテナショップ、テレワーク施設等を設置・運営する事業

③ 経営革新支援

製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業

④ アーケード等撤去支援

被災・老朽化したアーケードを撤去し、商店街の安全・安心に寄与したり、商店街のイメージアップを図る事業

⑤ 施設活用活性化事業

中小商業活力向上施設整備費補助金により整備した施設を利用し、その施設を整備した者が、商店街・商業集積の活性化を図るための事業

#### 4. 補助対象となる経費

(1) 施設整備事業（ハード整備事業）

施設等の建設又は取得に要する費用（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除きます。）

(2) 活性化支援事業（ソフト事業）

① 委員会経費

・事業実施にあたり委員会等を開催する経費（謝金、旅費、会議費等）

② 事業実施にかかる経費

・空き店舗の賃借料（店舗等の取得費は対象外）

・空き店舗の改装費

・運営委託費、アルバイト等の雑役務費

・広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、印刷製本費 等

#### 5. 募集方法

(1) 補助要望書提出について

事業者は、市町村の商業振興担当課に要望書及び別紙に掲げる関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、とりまとめの上、各経済産業局へ提出してください。

(2) 募集期間

平成20年8月28日（木）～

※市町村を通じ、所管の各経済産業局に提出してください。

※申請締め切り日は特に設けず、予算の範囲内で申請のあったものから随時審査・採

否の決定を行うこととします。また、募集対象事業は年度内に事業が完了するものに限ります。

## 6. 審査について

申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、以下の項目などを審査します。採否の決定は、申請後隨時審査の上、1ヶ月程度でお知らせする予定です。

### ① 事業要件

- ・事業の実施体制
- ・事業効果、数値目標の設定
- ・投資効果、事業の採算性、継続性 等

### ② 連携要件

- ・市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること
- ・市町村・民間事業者が実施する事業にあっては地元商業者等が実施する事業との連携が図られていること

※申請者は、要望書の提出にあたり、様式中にある推薦書を添付することができます（商店街振興組合や商工会、商工会議所が申請者の場合は市町村から、それ以外の民間事業者が事業を実施する場合は、事業実施場所の商店街振興組合や商工会、商工会議所、市町村からの推薦とします）。推薦書の添付は必須ではありませんが、採否の決定にあたり、他の案件との優劣を考慮する要素のひとつとします。

## 7. 補助事業者の義務等

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従つて効果的運用を図らなければなりません。

(6) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。

(7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

## 8. 都道府県商店街振興組合連合会等が行うAED（自動体外式除細動器）整備について

現在わが国の商店街は、地域の多くの人が集まる地域コミュニティの場であると同時に、少子高齢化が進展し、その対応が求められている状況にあります。高齢化に伴い、病院外での心疾患の発生も増加傾向にあり、その対応にはAEDの活用が非常に有効であるとされています。

商店街等においては、現時点ではその整備が十分にはなされておらず、来街者・地域住民の安心・安全の観点から大きな課題の一つとなっています。

それを解消するため、都道府県商店街振興組合連合会等が管内の商店街等にAEDを一体的に整備することは、本補助事業の趣旨にも適うものと認められるため、補助対象として支援を行うものです。

その際、都道府県内に一体的に整備する等の本取組の性質上、他の事業と取扱いが異なる点もあるため、その取扱いについては次のとおりとします。なお、下記に記載のない事項については他の事業と同様の取扱いとします。

### (1) 基本的事項

商店街振興組合連合会等、本補助金の対象となる事業者が都道府県の管内の商店街（任意の商店会・中心市街地内の商店街も含みます。）にAEDを一体的に整備する事業について、活性化支援事業（ソフト事業）のうち、商店街等活性化支援の区分で、安心・安全に対応する取組として対象とします。

### (2) 対象経費

AED本体、設置スタンド、表示パネル及びAED使用に不可欠な消耗品  
(救急救命講習受講費用や維持管理費、保険料、リース費用等は対象としません。)

### (3) 留意事項

- ・ AEDを整備する商店街等においては、十分にその活用が図られるよう、年度内に救命講習を受講していただくこととします。(要望書提出時に研修受講計画を提出していただくとともに、補助金確定時に受講を証する書類を提出していただきます。)
- ・ AEDの整備場所については、購入業者を通じて、財団法人日本救急医療財団に登録し、公開されることで、広く来街者・地域住民等に周知されるよう努めていただきます。

#### (4) 補助要望書提出について

事業者は、主たる事務所の所在地の市町村又はA E Dを整備する主たる市町村の商業振興担当課に要望書及び下記に掲げる関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、要望書等とともに各経済産業局へ提出してください。

- ・平成20年度 中小商業活力向上事業要望書
- ・別紙2 中小商業活力向上支援事業（ソフト事業） 経費等明細
- ・別紙3-1 A E D整備場所一覧
- ・別紙3-2 講習受講予定
- ・事業者の概要（定款、構成員、直近2期の決算書類）
- ・その他補助申請事業を具体的に説明しうる資料

【参考：対象事業と補助対象者一覧表】

事業区分			対象事業者	対象事例
施設整備事業	事業費補助金	向上中小商業活力	中小売商業振興法等の認定を受けた計画に基づき整備される施設	商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会、商工会又は商工会連合会、商工会議所、商店街組合又は商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター
	支援事業費補助金	中小商業活力向上	社会問題対応事業	上記に加え、特定非営利活動法人、社会福祉法人、その他民間団体（定款等により代表者、財産管理等の取扱いが整備されている者に限る。）
活性化支援事業（ソフト事業）		商店街等活性化支援		防犯カメラ、共同リサイクルシステム、電子マネー・ポイントカードシステム、農商工連携を推進する施設
		空き店舗活用支援		コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業、イベント事業、A E D整備事業
		経営革新支援		空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ、コミュニティ施設、アンテナショップ、テレワーク施設等の設置・運営
		アーケード等撤去支援		製造業者・卸売業者等の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発する事業
	施設活用活性化事業	本補助金により施設を整備した者		被災や老朽化したアーケードの撤去事業 本補助金により整備した施設を利用するソフト事業

別紙

中小商業活力向上事業の要望にあたり提出する書類  
(都道府県商店街振興組合連合会等が行う A E D 整備事業を除く)

1. 全ての申請者が提出

(1) 平成20年度 中小商業活力向上事業要望書

2. ハード整備事業を行う申請者が提出

(1) 別紙1-1 資金調達計画・別紙1-2 借入金返済計画

3. ハード整備事業のうち、テナントミックス店舗整備事業を行う申請者が提出

(1) (様式例) テナントミックス店舗の入居者について

(2) その他、記入要領に掲げる基準を満たすことを説明する資料 (様式任意)

4. ソフト事業を行う申請者が提出

(1) 別紙2 中小商業活力向上支援事業(ソフト事業) 経費等明細

5. その他、様式任意で提出が必要となる資料 (特に明示がないものについては原則として全ての申請者が提出必要です。)

(1) 商店街等区域図 (事業実施箇所及び主な集客施設を図示すること。)

(2) 商店街等の周辺の大型店や商業集積を示す地図及びその概要

(3) 事業者の概要 (定款、構成員、直近2期の決算書類)

(4) 施設完成イメージ図及び図面

(5) 設計書及び工法・工賃比較検討資料

(6) 事業実施の必要性の根拠となる各種調査結果 (平成15年度以降に行われたものに限ります。)

(7) 再開発事業に係る保留床を取得して事業を実施する場合は、以下を証する資料

・当該再開発事業全体像を説明する資料

・床価格の算出基礎及び周辺類似施設における床価格を説明する資料

(8) アーケード設置やファサード整備等を行う場合

・デザインコンセプト・視覚効果等の説明資料

(9) 多目的ホール等一般公衆利便施設を設置する場合

・周辺類似施設の概要や利用状況を説明しうるもの (図示しておくことが必要です。)

(10) 防犯カメラを設置する場合

・防犯カメラの運用に関する規定や規約等の資料

(11) 高度化事業計画等の認定が必要な施設等を整備する場合

・当該計画の認定要件に合致することを証する資料

(12) その他補助申請事業を具体的に説明しうる資料

※上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求めることができます。